

## 新潟県喀痰吸引等研修（第三号研修）実施要領

### 1 目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、たんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

### 2 実施主体

新潟県

### 3 研修内容

基本研修（講義、シミュレーター演習、現場演習）と実地研修で構成する。

このうち、基本研修（講義、シミュレーター演習）は、研修会場において合同で実施し、基本研修（現場演習）及び実地研修は、利用者のいる現場において実施する。

#### （1）基本研修（講義・シミュレーター演習）

##### ・ 内容

科目	時間
重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6
喀痰吸引等に関する演習	1

※上記内容、時間を基本とするが、受講人数等により研修効果を高めるため一部を変更する場合がある。

- ・ 講義及びシミュレーター演習の終了後、筆記試験（30 分間・四肢択一 20 問）により基本研修の習得状況を確認する。正解率が 9 割以上の者を合格とし、正解率 9 割未満の者は、9 割以上となるまで再試験を行う。

- 適切な事業運営が保証できると認められる研修実施機関に委託の上、実施する。

(2) 基本研修（現場演習）及び実地研修

基本研修の講義部分について知識が習得されていることが筆記試験により確認された者に対し、利用者のいる現場において、医師、看護師（准看護師を除く）、保健師又は助産師（以下「指導看護師等」という。）が、特定の行為につき、研修を実施する。

内容

口腔内の喀痰吸引	指導看護師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施 (現場演習は1回、実地研修は連続2回「手順どおりに実施できる」と認められるまで)
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

- 受講者と指導看護師等が同じ施設内・法人内の場合は指導看護師等の所属する事業所に対し県が協力を依頼し、別の法人の場合は県が業務委託の上、実施する。ただし、事業所等の承諾が得られる場合は、受講者と指導看護師等が別の法人であっても、県が協力を依頼することにより実施できるものとする。

4 受講対象者

次の(1) (2)のいずれも満たす者であって、受講者が従事等する事業所等が(3)の実地研修を実施する上で必要な事業所等の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 障害者(児)サービス事業所、障害者(児)施設等（医療機関を除く。）で福祉サービスに従事している（しようとしている）介護職員及び介護福祉士並びに特別支援学校等の教員及び保育士等
- (2) 受講の申込時に、指導看護師等から基本研修（現場演習）及び実地研修の指導を受けることについて、了承を得ている者（指導看護師等は、都道府県が実施する指導者講習を受講している者又は厚生労働省が提供する

「指導者用マニュアル及びDVD」を用いて自己学習をした者が望ましいこと。)

### (3) 実地研修を実施する上で必要な事業所等の要件

ア 利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）から実地研修の実施に協力を得られること。

- ・ 実地研修の実施までの間に、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）から別添様式「喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書」を得ておくこと。

イ 医療関係者との連携体制があり、的確な医学管理の下、実施できる体制があること。

- ・ 実地研修の実施前に、利用者のかかりつけ医等の医師から別添様式「介護職員等喀痰吸引等指示書」を得ておくこと。
- ・ 実地研修の実施前に、利用者ごとに個別具体的な計画を整備すること。（別添参考様式「喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書」）
- ・ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書及び利用者についての技術の手順書を整備すること。
- ・ 指示書や指導助言の記録、実施の記録を作成し、適切に管理・保管すること。（別添参考様式「喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書」）
- ・ 実地研修実施中のヒヤリハット事例の蓄積・分析など、事業者や医師、指導看護師等関係者間で実施体制の評価、検証を行うこと。（別添参考様式「ヒヤリハット・アクシデント報告書」）
- ・ 実地研修中において、指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこと。

ウ 実地研修の実施までの間に、研修中の行為について対象とする損害賠償保険に加入していること。

## 5 受講区分

	受講区分	受講対象者
①	基本研修 及び 実地研修	ア 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第 4 条に定める喀痰吸引等研修(第三号研修、以下「研修」)を初めて受講する者
		イ 研修が未受講の経過措置適用者で、同一類型に属さない異なる行為(経過措置適用外の類型の行為)を追加する者
②	実地研修 のみ	ア 研修が受講済で、利用者又は行為の追加を行う者
		イ 研修のうち、基本研修が受講済であるが、現場演習及び実地研修が完了していない者
		ウ 研修が未受講の経過措置適用者で、利用者の追加を行う者
		エ 研修が未受講の経過措置適用者で、同一類型の異なる行為を追加する者

## 6 修了証明書の交付

研修を修了した受講者に対し、修了証明書を交付する。

## 7 研修実施計画

研修の日程、場所、受講手続き、受講料、その他研修の実施に関し必要な事項は、年度毎の研修実施計画等において別に定める。